

「働き方改革推進熊本地方協議会」開催要綱

(名称)

第1条 本協議会は、「働き方改革推進熊本地方協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、労使団体及び行政の関係者が一体となり、すべての労働者が活躍できる多様な働き方の実現・定着、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、中小企業・小規模事業者への支援に関すること等を推進することを目的とする。
併せて、労働施策総合推進法第10条の3における協議会を兼務するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、日本労働組合総連合会熊本県連合会、熊本県経営者協会、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、熊本銀行、肥後銀行、熊本県社会保険労務士会、九州経済産業局、熊本県、熊本市、熊本労働局の代表者（以下「委員」という。）をもって構成する。ただし、必要に応じて委員を変更することができるものとする。
また、協議会委員の他に、専門機関によるオブザーバーの参加を認めるものとする。

(協議事項)

第4条 協議会は目的達成のため、次の事項について協議を行う。
(1) すべての労働者が活躍できる多様な働き方の実現・定着に関すること
(2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に関すること
(3) 中小企業・小規模事業者への支援に関すること
(4) その他

(協議会)

第5条 協議会は、委員の要請に応じて事務局が招集する。また、協議会は公開を原則とする。ただし、個人情報保護に支障を及ぼす等、協議会が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

(事務局)

第6条 協議会の運営に関する事務は、熊本労働局が行うものとする。

(その他)

第7条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

- (附 則) この規約は、平成27年12月15日から施行する。
(改 正) この規約は、平成29年9月25日から改正施行する。
(改 正) この規約は、平成30年10月31日から改正施行する。
(改 正) この規約は、令和4年4月1日から改正施行する。